

委員会からの問題提起

最後に、今回の事案についての聴き取り調査の結果なども踏まえ、委員会として次の3点について問題を提起しておきたい。日本テレビの制作者だけではなく、すべての放送人に参考にしてほしいと願うものである。

1 顔なし映像のデメリットを考えてほしい

前述したとおり、A弁護士は、顔なしの匿名取材なので、被害者ではない人物でも身元は分からないと「元加害者」から教えられたことから、出会い系サイト詐欺に詳しくれば事務所の職員でも同じだという判断をしていた可能性がある。

一方、制作者側には被害者本人の語る映像を使ってリアリティーの増す番組にしたいという気持ちが基本的に存在する。被害者が証言すれば、本当にリアリティーが増すかについてはさまざまな意見があるだろうが、少なくとも現場で広く共有されている価値観のようである。

本件放送1と2のディレクターやプロデューサーは、事例をもとに再現ドラマをつくり弁護士の解説で補強すれば、番組は成立すると考えていた。しかし、被害者の話と映像が入れば番組の質がさらに向上するという意識のほうが、しだいに勝ってしまった。その気持ちが顔なしの取材を受け入れる基盤となったようである。

テレビをつければ、顔なし、モザイク、ぼかし映像があふれ、匿名報道が目につくようになっていく。取材相手から、顔なしやボイスチェンジを取材条件に求められることも多いという。その行き着く先に、顔なし映像に乗じて「ニセ被害者」が送り込まれた本件事案があるのではないだろうか。匿名報道の常態化が、「ニセ被害者」や「虚偽の証言」を容易にする土壌になっていることは否めないように思われる。

言うまでもないことだが、報道の原則は、実名であって匿名ではない。そのことは、取材指針やガイドライン等として取材者にも明示されているはずだ。たとえ取材相手を保護するために匿名報道を選択しなければならない場合であっても、取材相手が登場しない映像とコメントで伝える、あるいは、記者・リポーター自身が取材した内容を伝えるなど、現場の創意と工夫でさまざまな手法を編み出すことができるに違いない。顔なし映像のデメリットを考えて、「ニセ被害者」や「虚偽の証言」を遠ざけ、真実に迫る努力をしてほしい。

2 「専門家」に対する過度の依存を考え直してほしい

本件事案では、所属事務所のホームページや当人の話だけでA弁護士を信頼して、第三者にA弁護士の信頼性を確認することはしていない。「専門家」であれば、よもやウソを言うはずがないと安易に考え、「専門家」自身の専門性や信用性を吟味したり、取材に応じる動機を確認したりすることを怠る傾向があるように思われる。本件を踏

まれば、今後は「専門家」の取材についていっそうの注意が必要であろう。

インターネットによる出会い系サイトの詐欺は、比較的新しい消費者被害の類型であり、専門にしている弁護士はそれほど多くない。A弁護士が、取材に協力した理由は不明なところがあるものの、相応の時間をかけた特集のなかでインターネットによる詐欺を専門とする弁護士として紹介されれば、弁護士としての広告、宣伝にもつながると考えた可能性も否定できないだろう。

信頼を生命とする医師、弁護士、学者などの「専門家」も、現在の優勝劣敗の競争社会と無縁ではない。「専門家」がみな善意で放送に協力しているわけではなく、現実的な計算や打算が働くこともあるだろう。放送への協力は、「専門家」として自身を広告、宣伝する願ってもないチャンスということもできる。とりわけ、全国ネットで放送される番組ならば、その効果は計り知れない。

言うまでもなく、「専門家」がすべてビジネス第一ということではない。しかし、その可能性については知っているほうがいいだろう。知識は落とし穴を避ける最強の力になるはずだ。

いまや「専門家」は、医師、弁護士、学者という古典的な分野だけでなく、経済アナリスト、経営コンサルタント・・・など、さまざまな分野で存在している。「専門家」の放送での登場が日常的になればなるほど、「専門家」の側が放送を利用する心理的ハードルは低くなるだろう。「専門家」に何でも依存しがちな放送側の弱さはそれを助長してしまいかねない。「専門家」への安易で過度な依存への警戒を怠ってはならないように思われる。

3 取材・制作現場が萎縮しないように留意してほしい

日本テレビでは、本件事案を機に、企業・店舗からユーザーや顧客の紹介を受けることを原則禁止するとしていた取材ルールを改訂し、取材対象の医師、弁護士などからの患者、被害者等の紹介も原則禁止とすることにした。

さらに、取材チェックシートを活用したり、被害者などからも出演承諾書を取ることを原則にしたりしている。

こうした取材ルールは「避けられないハードル」であり、ハードルがあっても問題にならないレベルの番組をつくろうと現場に呼びかけているという。しかし、これらのルールが、現場をがんじがらめに縛ってしまう心配はないのだろうか。過剰な取材規制が行われることによって、取材・制作の現場が萎縮する可能性は否定しきれないだろう。そうなれば、社会に生起する問題を視聴者に伝えて警鐘を鳴らすという放送本来の役割を損なってしまいかねない。そのことは、過去の歴史が証明しているのではないだろうか。

委員会が裏付け取材に不十分な点があったことは指摘しながら、本件事案で放送倫

理違反とまでは言えないと判断したのは、インターネット詐欺という新たな社会問題を報じて犯罪の抑止に貢献したいという意欲があったことを評価し、その姿勢が萎縮することを望まなかったからである。

取材現場がさまざまな圧力や自己規制によって萎縮することなく、生き生きとした創造的活動ができるような環境と文化を構築するよう、放送人の責務としてぜひ努力してほしい。